

## 議案第 6 号

狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

### 提案理由

狭山市職員の勤務時間の適正化を図るため、休息時間を廃止したいので、この案を提出するものである。